令和４年度第４回静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
子ども・子育て支援部会　会議録

日　　時	令和５年３月９日（木）午後３時45分から午後５時20分
場　　所	静岡県庁西館４階第一会議室Ｃ
出席者 職・氏名	〇委　員（敬称略、五十音順）11人 相田芳久、天城真美、稲葉靖子、岩倉睦弘、内山千穂、 白井千晶（部会長）、土山雅之、永倉みゆき、宮川貴志、 山田有美子、吉川慶子 〇事務局 瀬嵜健康福祉部理事（少子化対策担当）、髙橋こども未来局長、 鈴木こども未来課長　他
議　　事	（公開） (1)　部会長代理の選出について (2)　第２期ふじさんっこ応援プランの中間見直しについて （非公開） (3)　保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に係る意見聴取等について
配布資料	次第等 ・次第 ・委員名簿 ・座席表 資料 1-1　静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て支援部会 資料 1-2　静岡県社会福祉審議会運営要綱 資料２　第２期ふじさんっこ応援プラン　中間見直しの概要 資料３　第２期ふじさんっこ応援プラン　中間見直し（案） 資料４　令和４年度　第２期ふじさんっこ応援プランに係る業務スケジュール 資料 5-1　令和５年度保育所設置認可申請施設の概要 資料 5-2　令和５年度幼保連携型認定こども園設置認可申請施設の概要 参考資料　第２期ふじさんっこ応援プラン概要版・冊子

１　審議事項

（公開）
(1)　部会長代理の選出について
(2)　第２期ふじさんっこ応援プランの中間見直しについて
（非公開）
(3)　保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に係る意見聴取等について

２　審議内容

（白井部会長）

本日は御多忙のところ、子ども・子育て支援部会に出席いただき、ありがとうございます。初めに「議事(1)　部会長代理の選出について」行いたいと思いま

す。本日は前部会長代理退任に伴う後任委員選任後の初めての部会となりますので、最初の協議事項として、部会長代理の選出がございます。

本部会の設置及び運営に関する資料といたしまして、資料 1-1 静岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども子育て支援部会、資料 1-2 静岡県社会福祉審議会運営要綱がございます。資料 1-2 の３ページを御覧ください。資料 1-2 の３ページ、静岡県社会福祉審議会運営要綱第５条第９項に「特別部会長検証部会長及び支援部会長に事故あるときは、特別部会長、検証部会長及び支援部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」という規定がございますので、部会長として、部会長代理を指名させていただきたいと思います。

部会長といたしましては、就任いただいたばかりではありますけれど、これまでの経験が豊富でいらっしゃいます岩倉委員に、部会長代理をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

※委員からの意見・異議なし

（白井部会長）

ありがとうございます。御異議ないようですので、岩倉委員に部会長代理をお願いしたいと思います。

それでは、次第に従って議事を進めていきたいと思います。「議事(2)　第２期ふじさんっこ応援プランの中間見直し」について、事務局から説明をお願いいたします。

（鈴木こども未来課長）

※議事(2)について、資料２・３・４に沿って説明

（白井部会長）

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明について、御意見や御質問ありましたらお願いいたします。順不同で構いませんのでおっしゃってください。

（白井部会長）

つなぎ的に私からつぶやき程度なのですが、だいぶ前にも話題になった結婚の推進について、大きな話になってしまうのですが、出生率のいろいろな調査研究から分かっているのは、結婚しなくても子どもが生まれる社会、具体的には婚外子の数値が高い方が出生率は高いんです。結婚しなければ、子どもが産めないような社会よりも、結婚しなくても子どもが産める社会の方が出生率が高いという

のは、一般的です。結婚を増やせば子どもが生まれるというのは、一昔前の施策なので、人口学的には違和感があります。様々な背景から結婚の推進というものがあり、それが少子化と結びつけられることによって、施策に入ったり、予算に入ったりするという事情については分かっていますけれども、人口学的な背景がありますので、結婚を推進しなくても生み育てやすい社会にする、そちらに軸足を置いた方が出生率は高まると言えます。

それでもなお、結婚支援について、いろいろな事情から入れなければいけないとしても、この結婚支援を、子ども支援の方に入れていない県も多々あります。それは、結婚したくてもできない人がいた時に、その人の福祉を高めるための施策として、福祉の向上と言いますか、人々の健康とか、人生を叶えるとか、キャリアプランとか、そちらの方に入れていて、少子化対策に入れていない県もあるので、それも一度御検討いただきたいと思います。今更ですけれども、どの県も入れているわけではないということです。

それでもなお、静岡県がこの枠組みに入れるということであると、1つ気になるのは、結局この出会いサポートセンターでの成婚件数とかの目標数値というのが、いわゆる民業圧迫と言いますか、民業で（登録・活動）していた人々がこちらに流れてきているだけの数であるということもあるので、必ずしもこの目標値というのが、結婚の推進の結果とは言えない、ということもあり得ます。ただし、民業については、経済的な事情等から、その会費が支払えない方や、支払いたくない方もいらっしゃるので、それを理由に（民業を）利用しなかった結婚したい人の結婚できるチャンスが高まるという意味では、一定の効果はあるかもしれないというような、様々な注釈というのが必要になると。（そのため）ここだけこのように取り上げると違和感があるものかなと思いました。

むしろ、子どもの数が増えるということを、出生率ではなくて、子どもの数、若い人口が増えるということで言うと、若いカップルが転入してくることや、むしろ静岡県の場合は、若いカップルが転出していかないことの方が、若年人口を増やすには効果があるかもしれません。それは結局周辺地域との人口の取り合いになるというか、競争して実質的には若い人の奪い合いになっているというところもありますし、県内の市町のいろいろな政策が、若い人の奪い合いになっているという実情もあるかと思います。そのような中でも、３ページ（資料３）にあるような移住政策（Ｕターン就職の支援）といったことの方が、若年人口が移入してくる、あるいは転出しないということを増やしていくことになる。もう少し移住政策との関連、こちらで書かれているのは就職のことだけですから、他の部分で書いてあるのかもしれないですけれども、静岡県で行ってる移住政策との連動を注視してもよいのではないかなと思いました。あまり参考にならないかと思

いますが、以上です。

（瀬嵜健康福祉部理事）

いろいろな御指摘ありがとうございます。先生のおっしゃることはよくわかります。我々も、今回の結婚支援に踏み切るのは、少なからず躊躇したところもあったのです。また先生御指摘のとおり、婚外子のお話も承知はしているのですが、今のところ、世界の中で東アジア、特に日本、韓国（における特徴）ですが、日本においては未だに生まれてくるお子さんの98％近くがいわゆる嫡出子であり、結婚された夫妻から生まれてきています。細かく見ていくと、最近は必ずしもそうではないケースも増えてはいるのですが、全体としては、そのような条件が見て取れるという現実の中にあります。あとは令和２年というコロナが始まった年に、県内の婚姻数がいきなり前年に対して12～13％落ちたという状況を見て、これは至急行政としての対応を図らなばいけないだろうということで、それまで静岡県はあまり積極的にやってこなかったのですが、結婚支援に踏み切ったという事情がございます。

もちろん結婚支援だけではなく、白井先生もおっしゃったように、若年層の流入・流出の問題は、いわゆる地方創生の議論においても、元々は若年女性の流出というところから話が始まっています。本県においても、令和２年に分析をして県内の各市町の状況を見ていったところ、やはり若年人口の流入と、その出生率にはかなり強い正の相関があるということも把握しておりますので、庁内においても、人口減少はもちろんですけども、少子化対策としても、やはり移住・定住施策というのは非常に重要だというコンセンサスは、関連部局間で得ており、関係施策を進めるようにということで、話し合いながら進めているというところでございます。

表記が多少不十分なところもございますけれども、月末に予定している庁内の推進本部の方でも、そのような御意見もいただいたということもお伝えしながら、一層関係者間での連携を図っていきたいと思います。よろしくお願いします。

（永倉委員）

保育の事故をきっかけに、保育の方は県の方でも支援してくださって改善に向かおうとしているところだと考えていますので、これからどうなるのかなということを見守っていただけたらと思うのですけれども、その保育園に来てる子たちが確実に行くであろう放課後児童クラブのことについてですが、当然ながら、保育園に比べると、かなりその質についてばらつきがあるというのが現状になっています。

質の担保ということで、研修ということがたくさん書かれていて、確かにそうなの（大切なの）ですけれども、資格要件がなくて背景も様々な方が、放課後児童支援を行うわけですので、保育園以上に気を付けながら運営をしていかないと、保育の事故の二の舞みたいなことが起こりかねないのではないかと少し心配になります。

研修については、保育園の方も、私は少し整理したらどうかというようなことを書いた（第３回書面審議にて）のですけれども、現在でも本当に十分すぎるくらい研修があるので、研修を増やせばいいというわけではないことも、少し考える時期ではないかなと思っております。

同時に放課後児童クラブについては、保育所にあるような横の繋がりが多分ないのではないかと思いますので、個々で研修をするのではなく、合同研修といっても個々が受けるのではなくて、何か児童クラブ同士の情報交換の場みたいなものを県の指導で作っていただけるといいのではないかと思います。

また、これは呟きですけれども、今改めて見たら、第２のタイトルが「安心して子どもを育てることのできる社会」と書いてあり、だからこれは親に焦点が当たっていたんだなということです。私たちが考えるのは、「安心して子どもが育つことのできる社会」を目指したいというところなので、多様な保育の提供をすることについても、その子どもはどうなんだろうかという視点を、やはり失わないようにしていただけるとありがたいなと思います。　以上です。

（内山委員）

連合静岡の内山です。御説明いただきまして、ありがとうございます。資料３の 18 ページ、17 ページの辺りです。永倉先生の御意見とも似たようなところがございますが、昨年の牧之原や裾野の事故を受けまして、もう二度とあのようなことを起こさないという決意を、自治体の皆さんも、県民も強く誓ったところだと思います。それなのに保育士の国の配置基準を見直そうかということがどこにも（書いて）なくて、中間見直しだからということなのかもしれませんけれども、少しその辺りに違和感を感じました。

県が独自で決める、あるいは市町に基準を下ろすということが、法定以上だったらできるのではないかと思ってはいるのですけれども、連合静岡が県知事に要請している要請文書に対しても、回答としては、県としては助成をしているので、保育士の人員増に繋がっているという話であり、そこの確認までしっかりされているのかというところがどうもわかりません。

私たち連合静岡の加盟産別の中に、自治労という産別がございます。自治労の中に公務保育士として働いている組合員約 900 人に取ったアンケートがござい

まして、その中で、「子どもの命を預かる現場で人員が不足している」と回答した組合員が 64％ぐらいいます。「持ち帰り残業を行っている」と答えた組合員が 92％おります。

こうした実態は一体どこで吸い上げられているのかというのが、まず分からないということが１つと、そうした現場の声を受けて、保育の質を高めるために研修をするというのは、保育士の負担を増やすだけではないかと端的に思ったりもするので、今いる保育士さんに対して、研修で質を上げていくというのも大事かもしれませんが、そもそもの基準に対し、あのような事件が立て続けに起こった静岡県だからこそ、率先して見直しをかけるんだというような力強さが、この計画の中に見えないなと思いました。

私たち連合静岡は、基本的には夫婦が共に働いていて、子どもの保育ができないので、保育園あるいはこども園に子どもさんを預けて働きに出ている人がほとんどです。子どもを安心して預けて、自分が安心して働くために、「今の保育の現場に対してどのようなお考えをお持ちですか」というアンケートを、年明けから始めています。現在 830 件ほど声が集まっておりまして、集約はこれからですけれども、そうした中身も県と共有をさせていただきながら、今後もいろいろ情報交換させてもらえればと思います。私の意見としては以上です。

（鈴木こども未来課長）

先に永倉先生の方から、放課後児童クラブのお話をいただきました。放課後児童クラブにつきましては、研修と言わせていただいてるのは、支援員の資格を取るためのいくつかの要件がある中、研修を受けないと支援員になれないという制度があるものですから、県の方では全県に向けて研修をやらせていただいているところです。

御指摘をいただきました通り、保育士とはまた違って、一般の普通の方が、放課後児童クラブで実際に実績を２年間ぐらい積むことによって、やっとその研修が受けられて、支援員の資格が取れるという流れになっている部分についても、やはり少し時間が長いのではないかというような御意見もいただいております。実際には、もっともっと現場は苦しく、コロナ禍では、お子さんを見るという以外の部分で、様々気を遣わなければいけなかったことなど、支援員さんたちの負担になっているところもあります。放課後護児童クラブにつきましては、市町の事業ではありますが、県としましては市町とも情報を共有させていただきながら、必要とあれば情報交換の場についても検討をしていきたいと思っております。

それから、内山先生からいただきました保育士の配置基準につきましては、基本的には国の方で決められた配置基準ということで、県としましては、そこに準

じておりますが、静岡県としても、また全国知事会としても、国の配置基準の見直し・改善については、ずっと訴え続けているというところです。それに合わせまして、静岡県では、もう本当に歴史は長いですけれども、昭和 45 年から１・２歳児の配置基準を実態に合わせたような形で、ずっと長く市町と連携をしながら補助もさせていただいているところです。

実際にどのぐらいの保育士さんが現場にいらっしゃるのかというところを、こちらの方で調査をしたところによると、補助を出している１・２歳児につきましては、本当は基準は１対６ですけれども、実際には１歳児は１対４ぐらい、２歳児は１対５ぐらいというところで運営していただいているところです。3 歳児につきましても、 1 対 20 という配置基準があるのですけれども、国の方で加算制度がありまして、1 対 15 というところになっていて、具体的に県下の状況を見ますと、1 対 12 ぐらいで運営いただいてるということが、数値的にはわかっているところです。 4・5 歳児につきましては、基準自体は 1 対 30 というところですが、今回一部の大規模保育所のみにはなりますけれども、国の方で一歩だけ前進がありまして、4 月から加算をつけていただくことになります。こちらにつきましては国の方に要望を重ねていくと同時に、静岡県下で 4・5 歳児について見させていただきましたところ、実際には 1 対 17 ぐらいを平均として運営されていることがわかっております。

こちらについては上限があるわけですけれども、施設の努力や工夫によって、保育士を余計につけていただいてるところで、目が行き届くような形で体制を組んでいただいてるという実態も把握はしております。あとは、事業の運営について、 こちらの方としても、より良い環境の中で保育士さんが働き続け、またお子さんの十分な保育ができるような形になるよう支援をしていきたいと考えております。

（内山委員）

ありがとうございました。数を捉えられているということで安心をしました。けれども、間違いなく、保育士への負荷が子どもに皺寄せとしていかないような管理体制であるべきだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

（宮川委員）

静岡県校長会の代表の宮川です。よろしくお願いします。先ほども永倉先生がおっしゃいました児童クラブの問題というのは、私たち校長会でも切実な問題です。

本校の事例ですが、富士市の指定管理者が入りまして、そこにうちの学校は

早々参入したのですが、やはりいろいろなことで質が低下してるということに対し、保護者の方から訴えがありまして、保護者会を開いて、指定管理者から替わって、来年は従来の支援体制に戻るということになりました。

そういう動きを私もまざまざと感じまして、私は（校長として）３年いるのですけれども、１年目の時も運営がちょうど切り替わったところだったのですが、その時までは以前から主でやってた人が残っていたので体制が整っていたのですが、指定管理者になることで、人員も動いたり、地域が違う方が入ってきたりして、保護者の方から色々な話（問題の指摘）がありまして、運営母体がまた変わったという事例もありますので、先生方のお話は、本当にまざまざと、私が感じていることでございます。

それから、もう１点すみません。資料２の右側の主な数値目標のところの、第３のところの「外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合」に少し疑問を感じました。この数字だと十分できているのかなという感じを思われるかと思いますが、これも本校の例ですけれど、外国人の児童がたくさんいます。モンゴル、ベトナム、ブラジルはもちろん、スリランカとか多様な児童がおりまして、この数字を見ると、本当に満足にできているように思うと思いますが、とてもそういう状況ではないということを、ここでお伝えしたいなと思います。学校の方も、職員が時間を割いて対応してるということで、以前に比べると、通訳の方に月に何回か来ていただくということがありますけれども、まだまだ（足りておらず）、モンゴルから来た子に対しては、全くその対応ができていなかったりします。できるだけ学校でも、説明会の文章は英語にしたり、ポルトガル語にしたり、YouTube で作った物も ALT さんに英語バージョンにしていただいたりという工夫はしていますけれども、なかなか対応できない状態でございます。ここの数字の判断は、どういうことか詳しくわからないのですけれど、この数字だけを見ると、すごく満足状態で外国人の方に手当てをしてるように感じますけども、現状は本当に苦しいところでございますので、少し御説明いただければと思います。

（事務局：こども未来課）

宮川先生からいただきましたお話について、事務局の方からコメントさせていただきます。

「外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合」については、教育委員会の方で取りまとめております調査に基づいております。日本語指導員の加配、また日本語指導コーディネーターや外国人児童生徒の指導員による指導が充実しているか、それから「やさしい日本語」活用促進のための研修

会等の実施をしているか、というような各種取組の実施校の割合をまとめさせていただいてるものになります。

そのため先生の御意見のとおり、取組について実施をしているとか、加わっているというだけでは、現場はなかなか回っていかないというのは、おっしゃるとおりだと思っております。この指標につきましては、数字上は成果が上がっており、令和３年度評価におきましてもＡ評価になっておりますので、着実に取組が進んでいるということになってはおりますけれども、引き続き 100%を目指すということで、少なからず各種取組には、どこも参画しているというところを目指します。さらに現場でも十分な支援が行われるように、教育委員会ともいただいた御意見を共有して進めていきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

（宮川委員）

すみません、ありがとうございます。私たちも現場の方にいるので、その辺の状況はわかっているのですが、一般の方がこれを見た時に、少し誤解される数字なのかなと思ったものですから、少しお話させていただきました。

（白井部会長）

今のことに関連して質問させていただきたいのですが、静岡市では、「ONES(ワンズ)」が活用されているのは御存知でしょうか。聞いたことありますか。学生を母体にしたサークルのワンズというのがありまして、静岡県立大学や、静岡大学の学生を中心に活動しています。静岡市の教育委員会とワンズが提携をしていて、静岡市教育委員会から、小学校の児童さんなどに（支援に）ついてほしいという依頼があると、本当に（日本に）来たばかりで「やさしい日本語」も分からないような子だと、授業中にその子の机の隣にも（支援に）入ることができるというようなことをしています。やはりその場でサポートできないと、後で取り出し教育みたいな日本語の補習教室をしても、例えば、掃除や給食のこともわからなかったりするので、そばに付くということ（支援）をしている。いろいろ個人情報のこととかありますけれども、１人１人に付くことができるという仕組みがあります。なかなか今は教室には入ることができなくて、日本語教室の方でワンズが教育委会と提携しながら活用されていると伺っています。

例えば私のいる静岡大学だと、それこそモンゴルの留学生もたくさんいますし、ベトナムからの留学生もたくさんいたりするので、そういったところのリソースは大学のコンソーシアムにいろいろ投げかけていくと、良い仕組みができていくのではないかなと思いました。またコロナのことで、だいぶオンライン化が進ん

だので、モンゴルの留学生の方に対しても、県内どんなに離れていても、何か支援のサポートができたりするのかなと思いました。

さて、時間の都合もありますので、また御意見ありましたら、最後の総括のところでおっしゃっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは、いろいろな意見が出ましたので、参考にしていただいて、何か盛り込むことがありましたら、よろしくお願いしたいと思います。
続きまして、「議事(3)　保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に係る意見聴取」に移りたいと思います。冒頭に事務局から説明のあった通り、内容に個人情報等が含まれることから非公開とさせていただきますので、この後の議事に関わらない方はここで御退席をお願いいたします。
それではお手元に資料があるかと思いますが、事務局の方から御説明をお願いいたします。

（事務局：こども未来課）
※議事(3)について、資料 5-1、5-2 に沿って説明

※委員から意見聴取

（白井部会長）
本日の議事は以上となります。委員の皆様には、円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、会議の進行を事務局にお戻しします。よろしくお願いいたします。

（事務局）
白井部会長ありがとうございました。本日は御多忙のところ、子ども・子育て支援部会への出席を賜り、ありがとうございました。
事務局では、本日頂戴した御意見・御助言を参考に、中間見直しの公表、及び保育所・幼保連携型認定こども園の認可に向けた作業を進めてまいります。
以上で、子ども・子育て支援部会を閉会します。今後とも御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。